

JAL165人の解雇解決を

国交相にJHUが団体交渉申し入れ

JAL165人の不当解雇解決を求めて、JAL被解雇者労働組合（JHU・山口宏弥委員長）が9月15日、国土交通相に対し解決統一要求を提出し、団体交渉を申し入れた。JAL争議10年で初の行動である。

JALは2010年12月にパイロット81人、客室乗務員84人の「整理解雇」を強行。最高裁は解雇容認の一方、16年に違法・違憲の不当労働行為の解雇と断罪した。しかし、同社の不誠実対応で争議は未解決だ。JHUは今年4月、「長期争議の全体的な解決に資する」ため、定年で非組合員となった元機長3人が新組合を結成。都労委で不当労働行為の審問を行い、団交も行っている。

国交相への団交申し入れには福島みずほ参院議員も同行。要求書では国交相が航空法上、航空運送事業者を管理・監督する立場にあり、整理解雇計画を認めた当事者だと指摘。国際労働機関（ILO）の解決勧告

を履行し、会社と共に争議解決の責任と権限があると主張している。

整理解雇については、労働契約締結以外の使用者でも「現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にある者」は、労組法上の不当労働行為の「使用者」に当たり、団体交渉に応じる義務があると主張した。

組合の申し入れに対し、国交省は「労組法上の使用者に当たらず、団交は受け入れがたい。組合の説明を受けた」と回答した。

JHUと指宿昭一弁護士は会見で、JAL再生への国交相の「指導監督」を列挙して責任を追及。団交を拒否すれば、国による不当労働行為として都労委提訴も検討していると強調。他省庁でも例はあるという。

同省前では支援者が「国交省は団交に応じろ」と横断幕を掲げて集会を開催。JAL争議解決へ新たな展開を見せた。（鹿田勝一）

【連合通信・隔日版2021年9月18日】